

認定こども園の認可・認定基準

認定基準等の項目等		準拠する認可基準	県の条例			
			幼保連携型(認可)	幼稚園型(認定)	保育所型(認定)	特定認可外保育施設型(認定)
対象児童	0～2歳児		保育を必要とする子ども			
	3～5歳児		全ての子ども			
職員配置	0～2歳児	〈保育所基準〉	0歳児 3人につき1人 1、2歳児 6人につき1人			
	3～5歳児	〈保育所基準〉	3歳児 20人につき1人 4、5歳児 30人につき1人			
学級編制	3～5歳児	〈幼稚園基準〉	4、5歳児は1学級35人以下 3歳児は1学級25人以下。ただし、3歳児で1学級25人を超えて35人以下の学級編制を行う場合は、各学級ごとに専任の教諭1人を加算(県独自)			
職員資格	園長		教諭免許状(専修又は一級免許状)・保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者。 ※「同等の資質」を有する者も可	教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有する者。		
	職員	0～2歳児	〈保育所基準〉	保育士資格		
		3～5歳児	〈幼稚園基準及び保育所基準〉	保育士資格・幼稚園教諭免許の併有又はいずれかの資格を有すること		
	学級担任	〈幼稚園基準〉	保育士資格・幼稚園教諭免許の併有 ※法施行後5年間は、保育士資格・幼稚園教諭免許のいずれかの資格で可	幼稚園教諭免許 ※保育所型、特定認可外保育施設型については、特例あり。		
教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者	〈保育所基準〉		保育士資格 ※幼稚園型、特定認可外保育施設型については、特例あり。			
園舎	3～5歳児	〈幼稚園基準〉	①1学級:180㎡ 2学級以上:320+100×(学級数-2)㎡ ②満3歳未満の園児数に応じた保育室等の必要な面積 ①と②を合算した面積 うち保育室53㎡以上、遊戯室(原則専用)を100㎡以上確保(県独自)	1学級:180㎡ 2学級以上:320+100×(学級数-2)㎡		
	既存施設特例	—	保育室等の基準を満たすときは適用なし	— 保育室等の基準を満たすときは適用なし		
保育室等	0～1歳児		乳児室1人につき1.65㎡		ほふく室1人につき3.3㎡	
	2歳児	〈保育所基準〉	保育室又は遊戯室1人につき1.98㎡			
	3～5歳児		保育室又は遊戯室1人につき1.98㎡			
	既存施設特例	—	園舎の基準を満たすときは適用なし		— 園舎の基準を満たすときは適用なし	
調理室及び食事の提供	0～2歳児	〈保育所基準〉	調理室:必置	調理室:必置 食事の提供:一定条件の下、園外からの搬入可(県独自)。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。	調理室:必置	調理室:必置 食事の提供:一定条件の下、園外からの搬入可(県独自)。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。
	3～5歳児	—	調理室:必置 食事の提供:一定条件の下、園外からの搬入可。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。			
園庭・屋外遊戯場		〈幼稚園基準及び保育所基準〉	①満3歳児以上1人につき3.3㎡ ②幼稚園基準(下記参照) ①と②を比較して大きくなる面積に2歳児一人につき3.3㎡を加算	①満2歳児以上1人につき3.3㎡ ②幼稚園基準(下記参照)に2歳児一人につき3.3㎡を加算 ①と②を比較して大きくなる方の基準を採用 〈幼稚園基準〉(3～5歳児) 2学級以下:330+30×(学級数-1)㎡ 3学級以上:400+80×(学級数-3)㎡		
	既存施設特例	—	保育所は、①の基準で可 幼稚園は、②の基準で可	保育所基準及び幼稚園基準のいずれかの基準で可(県独自)		保育所基準及び幼稚園基準のいずれかの基準で可
	設置場所特例	〈保育所基準〉	同一敷地内又は隣接地(当分の間、一定条件の下、近隣の公園等、付近にある適当な場所で代替可) 移動の安全確保を明文文化(県独自)	(同一敷地内又は隣接地)	一定条件の下、近隣の公園等、付近にある適当な場所で代替可 移動の安全確保を明文文化(県独自)	
教育及び保育の内容等			「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の目標が達成されるよう、教育・保育の提供等	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえ、「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の目標が達成されるよう、教育・保育の提供等		
子育て支援事業			就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)第2条各号に掲げる事業又は知事が別に定める事業(県独自)			

(注)「保育所基準」・・・保育所の認可基準をいう。「幼稚園基準」・・・幼稚園の認可基準をいう。